

社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団
理事長 伍藤 忠春 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 6 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 7 年 1 月 29 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（1）評議員会の出席状況について

評議員会を続けて欠席している評議員が認められたことから、評議員会の役割の重要性に鑑み、日程調整や開催方法を工夫するなど欠席者が出ないように評議員会を招集すること。また、今後も出席が見込まれない場合は、改選も含め検討すること。

（2）理事長及び常務理事の職務執行状況報告について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 16 第 3 項及び定款第 17 条第 3 項に基づき、理事長及び業務執行理事である常務理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事会に必要な報告を行うこと。